

## 杉並区男女共同参画行動計画改定案の策定について

現在の計画が令和3年度で終期を迎えることから、計画を取り巻く状況や杉並区男女共同参画推進区民懇談会の意見等を踏まえ、令和4年度を始期とする杉並区男女共同参画行動計画改定案（以下「計画改定案」という。）を取りまとめましたので、以下のとおり、今後の計画決定に向けた取組を進めることとします。

### 1 計画改定案の概要

#### (1) 計画の位置付け

男女共同参画社会の実現に向けた区の基本理念や取組方針と具体的な取組内容等を総合的・体系的に示す個別計画で、男女共同参画社会基本法に基づく「市町村計画」とする。また、女性活躍推進法に基づく「市町村推進計画」及び配偶者暴力防止法に基づく「市町村基本計画」を包含するものとする。

#### (2) 計画の期間

杉並区総合計画との整合性を図り、令和4年度から12年度までの9年間とする。なお、総合計画の改定等を踏まえて、所要の改定・見直しを行う。

#### (3) 計画の基本理念

「誰もが共に認め支え合い いきいきと輝ける 杉並のまち」とする。

#### (4) 計画の体系

基本理念等を踏まえ、ジェンダー平等の視点を重視した5つの取組方針等による計画体系とする。

取組方針1	家庭・職場における男女共同参画とワーク・ライフ・バランスを推進する
取組方針2	あらゆる分野における女性の参画を拡大する
取組方針3	男女共同参画の意識づくりと多様性への理解を促進する
取組方針4	女性に対するあらゆる暴力を根絶する
取組方針5	女性の健康と生活の困難を支援する

### 2 計画改定案

別紙1のとおり

### 3 その他

計画に設定した指標の確認等に資するため、基本的に3年ごとの頻度で「男女共同参画に関する意識と生活実態調査」を実施する。

### 4 今後のスケジュール（予定）

- 令和4年3月 計画改定案に対する区民等の意見提出手続きを実施（3月1日～31日）
- 5月 改定後の計画を決定
- 6月 改定後の計画を区民生活委員会へ報告・公表

# 杉並区男女共同参画行動計画

令和4年度（2022年度）～令和12年度（2030年度）

（案）

令和4年（2022年） 月



杉並区

# 【目次】

ページ

◆第1章 計画の基本的事項	1
1 計画改定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	2
4 計画の基本理念	2
5 SDGs との関係	2
◆第2章 計画を取り巻く動向等	3
1 世界の動き	3
2 国の動き	4
3 東京都の動き	4
4 杉並区の実現状況と課題	4
◆第3章 計画の体系と内容	12
1 計画の体系	12
2 <b>取組方針1</b> 家庭・職場における男女共同参画と ワーク・ライフ・バランスを推進する	14
3 <b>取組方針2</b> あらゆる分野における女性の参画を拡大する	18
4 <b>取組方針3</b> 男女共同参画の意識づくりと多様性への理解を促進する	20
5 <b>取組方針4</b> 女性に対するあらゆる暴力を根絶する	21
6 <b>取組方針5</b> 女性の健康と生活の困難を支援する	23
◆第4章 計画の推進に向けて	25
1 区役所における男女共同参画の推進	25
2 計画の推進体制と進捗管理	26

# 第1章 計画の基本的事項

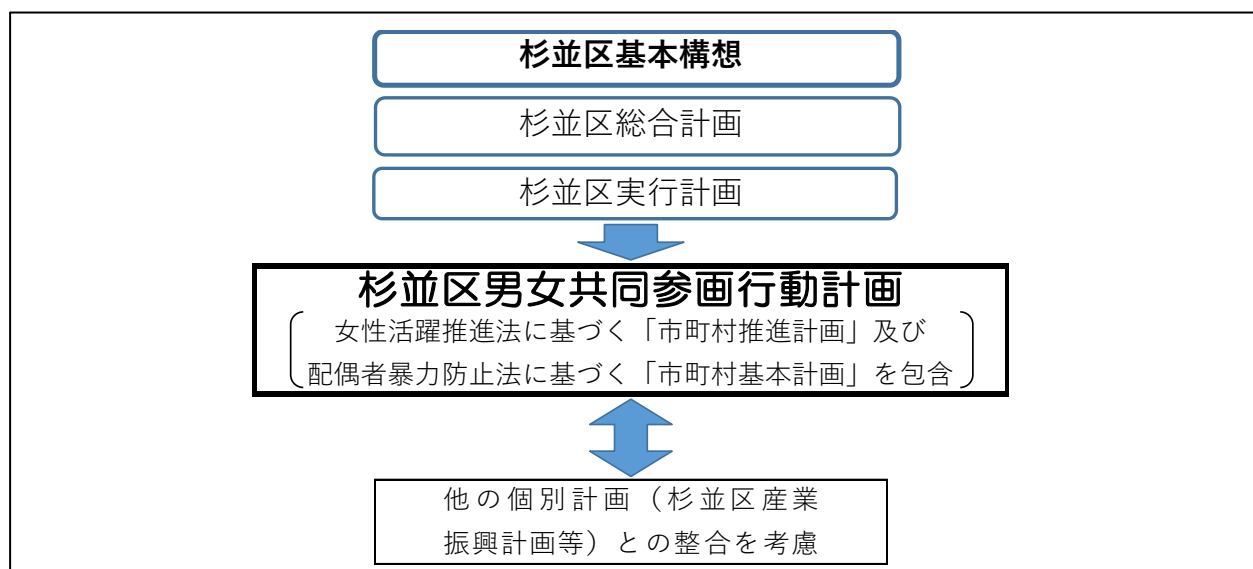
## 1 計画改定の趣旨

- 区では、男女共同参画社会の実現に向け、平成7年（1995年）3月に「男女共同参画社会をめざす杉並区行動計画」を策定した以降、7回にわたり計画改定を行い、時代の変化に応じた取組を推進してきました。直近の平成30年（2018年）3月に改定した同年4月を始期とする「杉並区男女共同参画行動計画」は、令和3年度（2021年度）で終期を迎えることとなります。
- こうした中で区は、昨年10月に、令和4年度（2022年度）からの概ね10年程度を展望した区の最上位計画である「杉並区基本構想」を策定しました。新たな基本構想では、「認め合い 支え合う」をはじめとした3つの基本的理念のもと、杉並区が目指すまちの姿「みどり豊かな 住まいのみやこ」の実現を図ることとしました。
- これらの経過を踏まえ、本計画を取り巻く状況や令和3年度（2021年度）に区が実施した「男女共同参画に関する意識と生活実態調査」の結果、「杉並区男女共同参画推進区民懇談会」の意見等を参考にしつつ、更なる取組の推進を図るため、本計画を改定することとしたものです。

## 2 計画の位置付け

- 本計画は、「杉並区基本構想」をはじめとする上位計画を踏まえた個別計画として、男女共同参画社会の実現に向けた区の基本理念や取組方針と具体的な取組内容等を総合的・体系的に示すもので、男女共同参画社会基本法第14条第3項に規定する「市町村男女共同参画計画」となります。
- また、本計画の一部は、女性活躍推進法第6条第2項に規定する「市町村推進計画」及び配偶者暴力防止法第2条の3第3項に定める「市町村基本計画」を包含するものとします。

### 【計画の位置付け】



### 3 計画の期間

- 本計画の期間は、「杉並区総合計画」との整合性を図り、令和4年度（2022年度）から令和12年度（2030年度）までの9年間とします。
- なお、上位計画である「杉並区総合計画」の改定等を踏まえて、所要の改定・見直しを行っていきます。

### 4 計画の基本理念

- 本計画の基本理念は、改定前の計画における基本理念「わたしらしく あなたらしく だれもが共に認め支えあい いきいきと輝けるまち すぎなみ」を基本的に継承することとしつつ、より覚えやすく伝わりやすいものとして、次のとおりとします。

**誰もが共に認め支えあい いきいきと輝ける 杉並のまち**

### 5 SDGsとの関係

- 平成27年（2015年）9月の国連サミットにおいて、本計画期間の終期となる令和12年（2030年）に向けた国際目標である「SDGs」（持続可能な開発のための2030アジェンダ）が採択されました。
- このSDGsでは、ゴール（目標）の「5 ジェンダー平等※」を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う」をはじめ、本計画と関係するゴール（目標）及びターゲット（対象）が設定されています。
  - ※ジェンダー平等…ひとりひとりの人間が、性別にかかわらず、平等に責任や権利や機会を分かちあい、あらゆる物事を一緒に決めることができること。
- このことを踏まえて、区の男女共同参画社会の実現に向けた取組とSDGsとの対応関係を明示（P.12参照）するとともに、今後ともSDGsの考え方と軌を一にした取組を進めていきます。

#### 【本計画と関係するSDGsのゴール（目標）】

 <b>1 貧困をなくそう</b>	<b>ゴール1「貧困」</b> あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる	 <b>10 人や国の不平等をなくそう</b>	<b>ゴール10「不平等」</b> 国内及び各国間の不平等を是正する
 <b>3 すべての人に健康と福祉を</b>	<b>ゴール3「保健」</b> あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	 <b>11 住み続けられるまちづくりを</b>	<b>ゴール11「持続可能な都市」</b> 包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する
 <b>4 質の高い教育をみんなに</b>	<b>ゴール4「教育」</b> すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	 <b>13 気候変動に具体的な対策を</b>	<b>ゴール13「気候変動」</b> 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
 <b>5 ジェンダー平等を実現しよう</b>	<b>ゴール5「ジェンダー」</b> ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う	 <b>16 平和と公正をすべての人に</b>	<b>ゴール16「平和」</b> 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
 <b>8 働きがいも経済成長も</b>	<b>ゴール8「経済成長と雇用」</b> 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する	 <b>17 パートナースhipで目標を達成しよう</b>	<b>ゴール17「実施手段」</b> 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

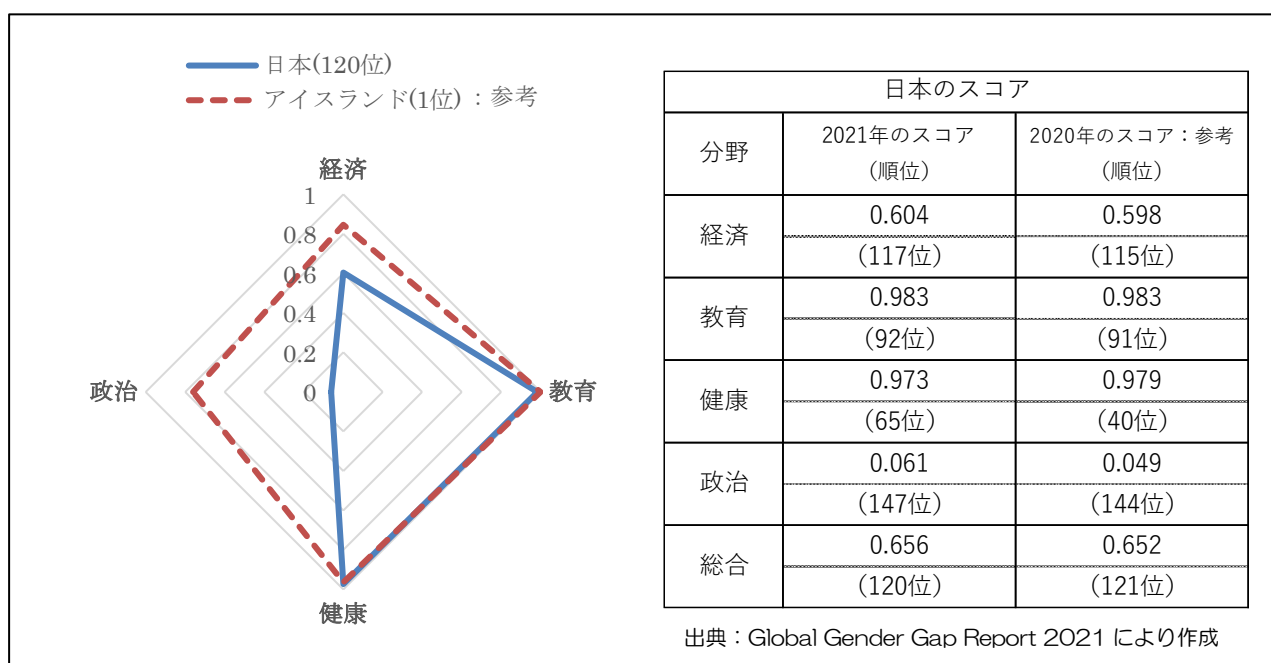
## 第2章 計画を取り巻く動向等

### 1 世界の動き

○前述したSDGsのゴール（目標）の「5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う」におけるターゲット（対象）では、「2030年までに、政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参加および平等なリーダーシップの機会を確保する」ことが掲げられ、それに向けて各国の取組が加速しています。

○一方、令和3年（2021年）3月に世界経済フォーラムが発表した「ジェンダー・ギャップ指数※2021」において、日本は156か国中120位（G7諸国では最下位）となるなど、依然として日本の女性の活躍は進んでいない状況です。

#### 【ジェンダー・ギャップ指数 2021（概要）】



※ジェンダー・ギャップ指数…世界経済フォーラムが各国の男女間における格差を経済分野、教育分野、政治分野及び保健分野の平均から算出し、数値をランク付けしたものの。

○また、現在では新型コロナウイルス感染症の世界的な流行に伴い、世界各地でDVや虐待、貧困が問題となっているため、国連機関から各国政府に対して、迅速かつ的確な対応が求められています。

## 2 国の動き

- 国は、平成 11 年（1999 年）に制定した男女共同参画社会基本法に基づく基本計画を策定し、男女共同参画を促進するための施策を推進しています。令和 2 年（2020 年）12 月には「第 5 次男女共同参画基本計画」を閣議決定し、令和 3 年度（2021 年度）から 5 年間を見据えた具体的施策に取り組んでいるところです。
- 平成 27 年（2015 年）8 月に 10 年間の時限立法として制定した「女性活躍推進法」が令和元年（2019 年）に改正され、令和 4 年（2022 年）4 月以降は一般事業主行動計画の策定や女性の職業生活に関する活躍の情報公表の義務が、常時雇用する労働者数 101 人以上（改正前は 301 人以上）の事業主に拡大されました。
- このほか、平成 30 年（2018 年）6 月の「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」の制定や、令和元年（2019 年）6 月の「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」の一部改正を含む「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」の制定など、男女共同参画の観点に立った法律の制定・改正等が進められています。

## 3 東京都の動き

- 東京都は、平成 12 年（2000 年）3 月に、「東京都男女平等参画基本条例」を制定し、男女平等参画の促進に関する基本理念並びに都、都民及び事業者の責務を明らかにしました。
- 平成 14 年（2002 年）1 月には、「男女平等参画のための東京都行動計画」を策定し、以降 5 年毎に計画の改定を行いながら取組を推進しています。
- また、平成 30 年（2018 年）10 月に制定した「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」に基づき、令和元年（2019 年）12 月に「性自認及び性的指向に関する基本計画」を策定し、共生社会のまちづくりに向けた取組等を進めています。

## 4 杉並区の実況と課題

- 改定前の「杉並区男女共同参画行動計画（平成 30 年度（2018 年度）～令和 3 年度（2021 年度））」では、3 つの目標を掲げ、具体的な取組を推進してきました。その取組状況と今後の課題は、次のとおりです。

## (1) 目標Ⅰ ワーク・ライフ・バランス推進と実現の仕組みづくり

### ①取組状況

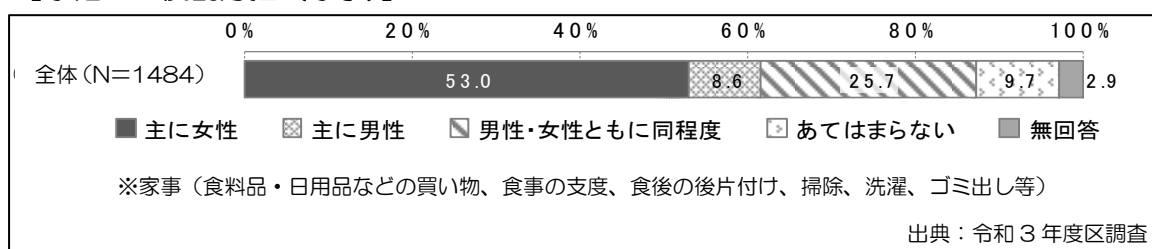
課題	主な実績（概要）	成果指標とその推移
1 家庭生活におけるワーク・ライフ・バランスの推進	安心して子育て・介護等ができる環境整備の取組として、 ・保育施設等の整備（令和3年（2021年）4月現在で、累計3,459人分の認可保育所定員を確保）を計画的に進め、平成30年度（2018年度）以降4年連続で「待機児童ゼロ」を実現 ・乳幼児親子を主な利用対象とする「子ども・子育てプラザ」の整備（令和3年度（2021年度）末で累計5所）を推進 ・家族介護者支援事業により、毎年平均約8,100人をサポート	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">           仕事と生活の調和が図られていると感じる人の割合         </div> 平成30年度（2018年度）64.0%【実績】 ↓ 令和元年度（2019年度）68.0%【実績】 ↓ 令和2年度（2020年度）66.5%【実績】 ↓ 令和3年度（2021年度）80.0%【目標値】
2 働く場におけるワーク・ライフ・バランスの推進	女性が働きやすい職場づくりの取組として、 ・事業主や従業員等を対象とする、働き方改革等に関するセミナーを毎年開催（毎年平均約70人が参加） ・区内の子育て優良事業者を表彰（平成30年度（2018年度）以降では16団体）し、当該事業者の取組内容等を公表・周知	
3 就労、再就職、能力開発の推進	出産・育児等を終えた女性の再就職等支援の取組として、 ・女性再就職支援セミナーを毎年開催（毎年平均約30人が参加） ・ハローワークと連携し、保育士や介護職等の就職面接会を定期的・継続的に実施（毎年平均約28回開催）	

### ②今後の課題

#### 「1 家庭生活におけるワーク・ライフ・バランスの推進」について

○東京都の「令和元年度男性の家事・育児参画状況実態調査」では、週平均の家事・育児関連時間は男性より女性が約5時間多い結果となっています。この状況は、区が令和3年度（2021年度）に実施した「男女共同参画に関する意識と生活実態調査」（以下「令和3年度区調査」という。）でも同様の傾向となっています。

#### 【家庭での役割分担（家事）】



○また、現在のコロナ禍において、テレワーク等により家族の在宅時間が増えたことで家庭における家事総量が増加した結果、女性の家事・育児時間が拡大している状況にあります。

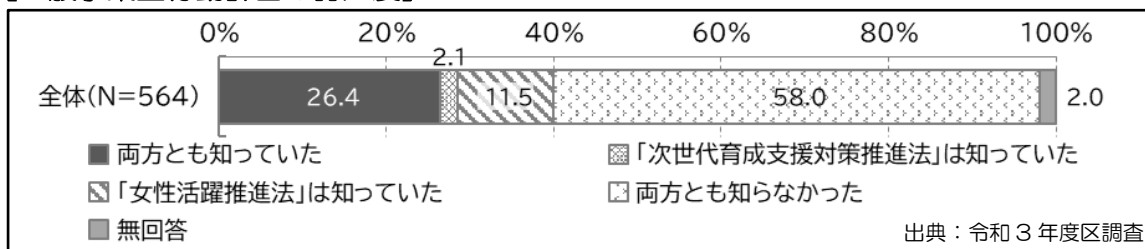
○これらのことから、男性の主体的な家事・育児参画を促すための機運の醸成と支援を一層進め、女性の家事・育児時間の減少や社会に参画するための時間の創出とともに、男性の生涯にわたるより豊かな人生につなげていく必要があります。また、男女が仕事と生活を両立することに資するよう、引き続き、安心して出産と子育てができる環境整備等を推進することが求められます。



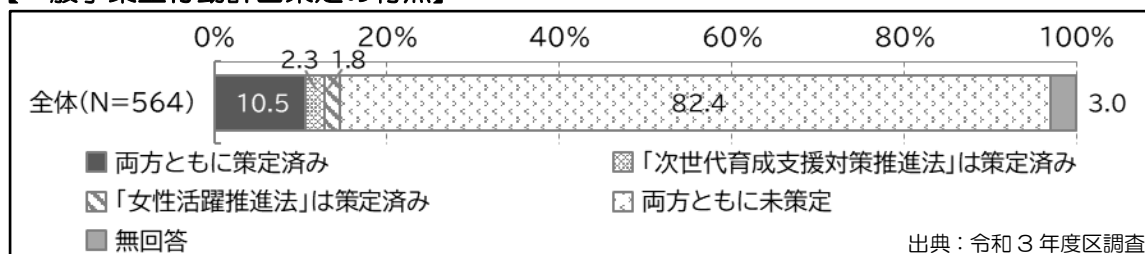
## 「2 働く場におけるワーク・ライフ・バランスの推進」について

○国は、女性活躍推進法において、令和4年（2022年）4月から、常時雇用する労働者が101人以上300人以下の企業にも一般事業主行動計画の策定を義務化しました。しかし、区内には常時雇用する労働者が100人以下の事業所が多いことに加え、「令和3年度区調査」では、区内事業所における一般事業主行動計画の認知度は総じて低く、同計画を未策定の事業所が多い実態にあります。

### 【一般事業主行動計画の認知度】



### 【一般事業主行動計画策定の有無】

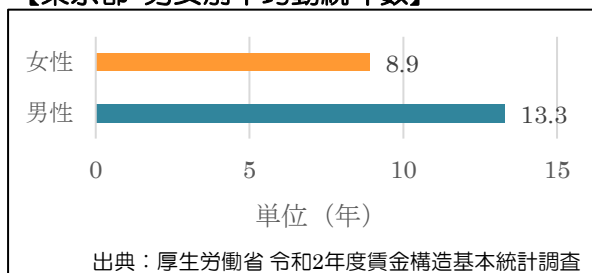


○これらのことから、引き続き、働く場におけるワーク・ライフ・バランスの推進に向け、区内事業所に対する一般事業主行動計画の策定支援をはじめ、仕事と生活の調和に関する意識啓発や働き方改革等をより一層促していく必要があります。

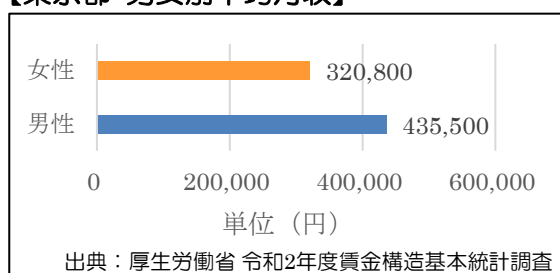
## 「3 就労、再就職、能力開発の推進」について

○厚生労働省の「令和2年度賃金構造基本統計調査」では、都内における平均勤続年数は男性が女性の1.49倍となっており、全国平均（1.44倍）よりも男女差が大きくなっています。また、都内においては女性の所定内給与は、男性の74%に止まっています。「令和3年度区調査」でも、職場での「昇進・昇給に男女差がある」とした回答が多く、働く場においては依然として男性優位の实態にあることが否めません。

### 【東京都 男女別平均勤続年数】



### 【東京都 男女別平均月収】



○これらのことから、今後とも、区内事業所に対して男女格差を是正するための取組を促すとともに、事業所における女性の採用・再就職や女性による創業等を支援していく必要があります。

(2) 目標Ⅱ あらゆる分野で一人ひとりが活躍できる社会づくり

①取組状況

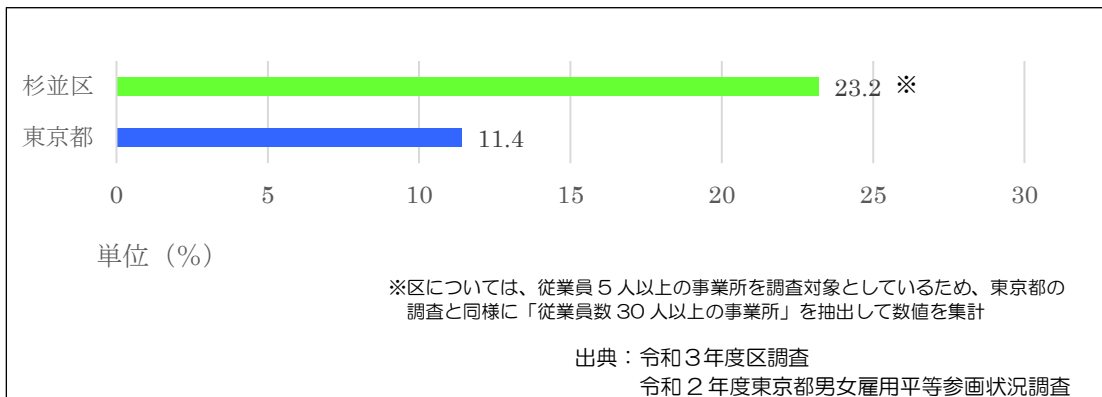
課題	主な実績（概要）	成果指標とその推移
4 意思決定過程における男女共同参画の推進	働く場における女性活躍推進の取組として、 <ul style="list-style-type: none"> <li>区役所の女性管理職の割合（目標 20%以上に対し、令和3年（2021年）4月現在 23.7%）及び女性係長級の割合（目標 45%以上に対し、同 42.6%）を高める取組を推進</li> <li>区内事業所に対し、「ワーク・ライフ・バランス推進ハンドブック」の配布等により、職場の意識改革や風土の改善の働きかけを実施</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">                     社会全体で男女が平等になっていると思う人の割合                 </div> 平成 28 年度（2016 年度） 11.1%【実績】 ↓ 令和元年度（2019 年度） — ※ ↓ 令和2年度（2020 年度） — ※ ↓ 令和3年度（2021 年度） 30.0%【目標値】 8.0%【実績】  ※当該年度は調査を実施していない。
5 防災分野における男女共同参画の推進	過去の震災等による教訓を踏まえた防災分野の取組として、 <ul style="list-style-type: none"> <li>女性の視点を採り入れた震災救援所運営や備蓄品の配備を推進</li> <li>区の防災会議委員に女性の参加を促進（令和3年（2021年）4月現在で 32 人中 5 人が女性委員）</li> </ul>	
6 地域における男女共同参画の推進	性別にかかわらず地域活動に積極的な参加を促す取組として、 <ul style="list-style-type: none"> <li>地域住民活動や NPO 等の活動支援を、すぎなみ協働プラザ等と連携して実施</li> <li>すぎなみ地域大学（毎年平均 25 回の講座開催）による人材育成等を実施</li> </ul>	
7 男女共同参画と人権尊重の意識づくり	性別による固定的な役割分担意識の解消等を図る取組として、 <ul style="list-style-type: none"> <li>男女平等推進センター事業（啓発講座（毎年 5 回）、情報提供及び相談事業）を通じた区民等への啓発を推進</li> <li>職員に対する人権教育研修（毎年平均約 260 人が受講）など、学校教育や家庭等における啓発活動事業を実施</li> </ul>	

②今後の課題

「4 意思決定過程における男女共同参画の推進」について

○東京都の「令和2年度男女雇用平等参画状況調査」では、都内事業所の管理職（課長相当職）に占める女性の割合は 11.4%で毎年上昇しています。これに対し、「令和3年度区調査」における、区内事業所における課長相当職に占める女性の割合は 23.2%でした。しかし、前述したジェンダー・ギャップ指数 2021 による日本における女性の管理職比率は 156 か国中 139 位であり、国際社会と比較して女性の登用は進んでいません。

【管理職に占める女性の割合（課長相当職）】



○こうした男女格差の根本的な要因には、長時間労働を前提とした働き方に加え、固定的な性別による役割分担意識と性差による偏見・思い込みが多く企業の風土に根強くあることが考えられます。

○これらのことから、区内事業所に対し、性別にかかわらず能力・適正に応じた職への配置に努め、女性も男性もキャリアを重ね、指導的な地位に就くことができる女性活躍の推進をより一層促していく必要があります。

### 「5 防災分野における男女共同参画の推進」について

○震災・風水害による大規模災害発生後は、すべての人々の生活が脅かされ、その中でも特に弱い立場に置かれることが多い女性や子ども等に対する影響が大きいことが指摘されています。

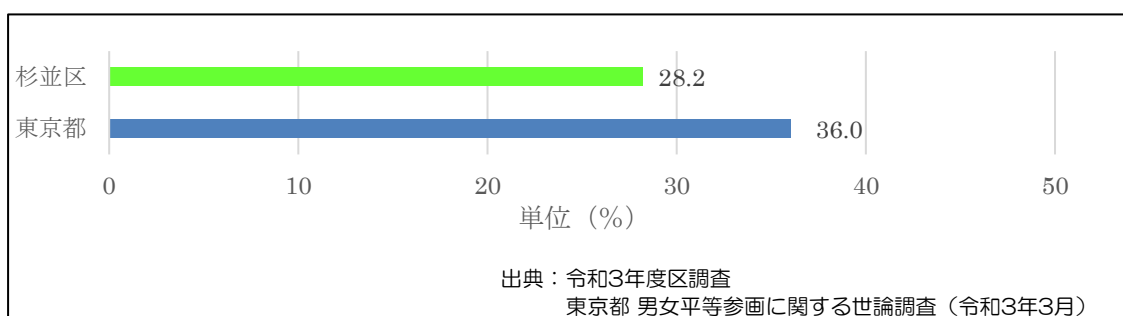
○また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、感染症対策を含む震災・風水害時の避難所運営等においても、男女共同参画の視点をより一層反映することが求められています。

○これらのことから、防災分野における平常時からの備え、初動期の対応、発災後の避難生活など、災害対策の各段階において、より一層女性の視点を採り入れるとともに、有事の際に女性の視点で活躍することができる人材の育成を図る必要があります。

### 「6 地域における男女共同参画の推進」について

○核家族化の進展や地域社会のつながりが希薄化している中で、今後も区民が安心・安全に地域で暮らしていくためには、良好な地域コミュニティの形成が課題となります。「令和3年度区調査」では、地域活動（自治会やPTAなど）の場において男女平等となっていると回答した割合は28.2%となっており、東京都の「男女平等参画に関する世論調査（令和3年3月）」と比較して低い傾向にあります。

【「地域の活動の場」において男女平等となっていると回答した人の割合（区・東京都比較）】

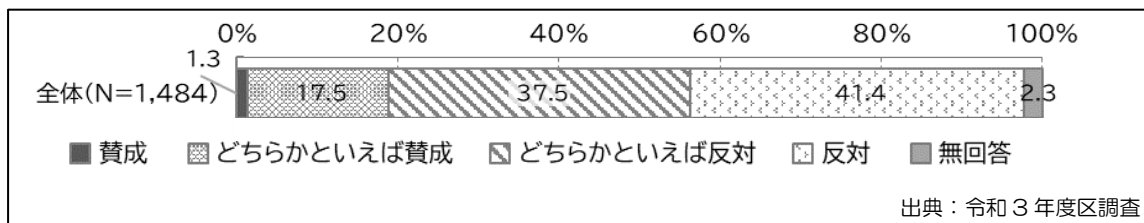


○これらのことから、男女共に地域活動に参画するとともに、地域団体に対し、その活動における男女共同参画の意識啓発に、より一層取り組んでいく必要があります。

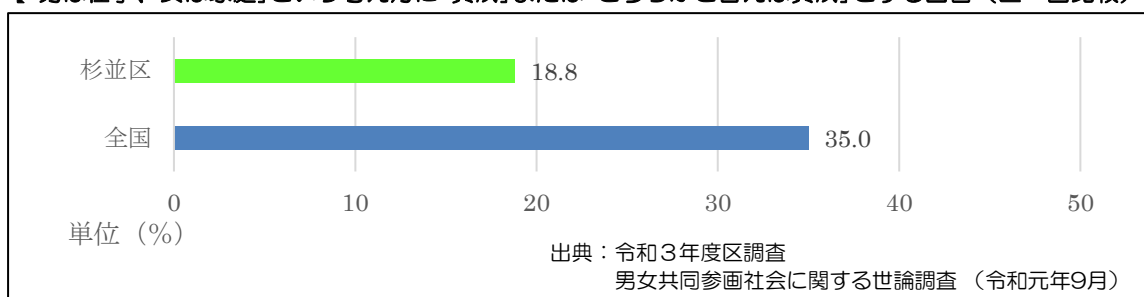
## 「7 男女共同参画と人権尊重の意識づくり」について

○男女共同参画社会の実現に向けて、阻害要因となる固定的な性別による役割分担意識や性差による偏見・無意識の思い込みは、女性・男性のあらゆる世代に存在しています。「令和3年度区調査」でも、「男は仕事、女は家庭」という考え方に「反対」または「どちらかといえば反対」とした回答が全体で78.9%を占めているものの、次のとおり「賛成」または「どちらかといえば賛成」とする回答があります。

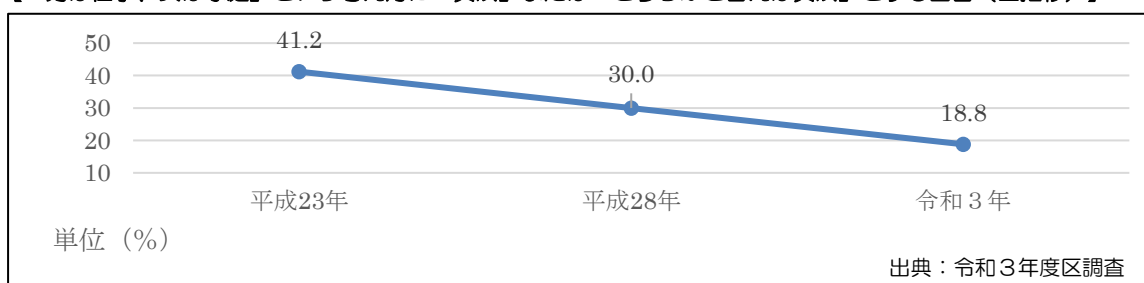
### 【「男は仕事、女は家庭」という考え方】



### 【「男は仕事、女は家庭」という考え方に「賛成」または「どちらかといえば賛成」とする回答（区・国比較）】



### 【「男は仕事、女は家庭」という考え方に「賛成」または「どちらかといえば賛成」とする回答（区推移）】



○また、同調査による「社会全体で見た場合、男女平等になっているか」の回答は、全体で82.1%が「男性の方が非常に優遇されている」または「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と回答しています。

○加えて、性的少数者（性的マイノリティ）の人々に対し、社会生活の様々な面で偏見や差別等の人格に関わる問題が発生しています。

○このことから、男女共同参画社会を実現するためには、区民や地域団体のほか、学校教育等を通じて、長年の中で形成された社会の意識改革に向けた機運や人権尊重の意識を醸成し、人々の行動変容等を促す取組をより一層推進していく必要があります。

### (3) 目標Ⅲ すべての人が尊重され、安心して生活できる地域づくり

#### ①取組状況

課題	主な実績（概要）	成果指標とその推移
8 配偶者等暴力の防止と被害者支援の充実	暴力を許さない意識づくりの取組として、 ・区役所でのパネル展や区施設へのポスター掲示のほか、医療機関への啓発カードの設置等により、配偶者等暴力防止の啓発活動を推進 また、被害者等支援の取組として、 ・DV 専用ダイヤルの運営、各保健センターや子ども家庭支援センター等における各種相談業務に加え、配偶者暴力相談支援センターの運営を通して、関係機関との連携による適切な被害者支援を実施	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">           生きがいを感じている人の割合         </div> 平成 30 年度（2018 年度） 77.7%【実績】 ↓ 令和元年度（2019 年度） 77.9%【実績】 ↓ 令和 2 年度（2020 年度） 77.6%【実績】 ↓ 令和 3 年度（2021 年度） 85.0%【目標値】
9 さまざまな人たちの暮らしの安心に向けた支援の推進	ひとり親家庭や障害者などの生活上の困難等を支援する取組として、 ・ひとり親家庭等ホームヘルプサービス（毎年平均約 48 世帯が利用）や、母子生活支援施設への入所等支援（毎年平均約 31 世帯が入所）を総合的に実施	
10 生涯を通じた心とからだの健康支援	誰もが心身ともに健康でいきいきと生活するための取組として、 ・健康診査等による生活習慣病予防対策や、がん検診、心の健康づくりに関する講演会（毎年平均約 330 人が参加）等を定期的実施	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">           【成果指標の説明】 区民意向調査による         </div>

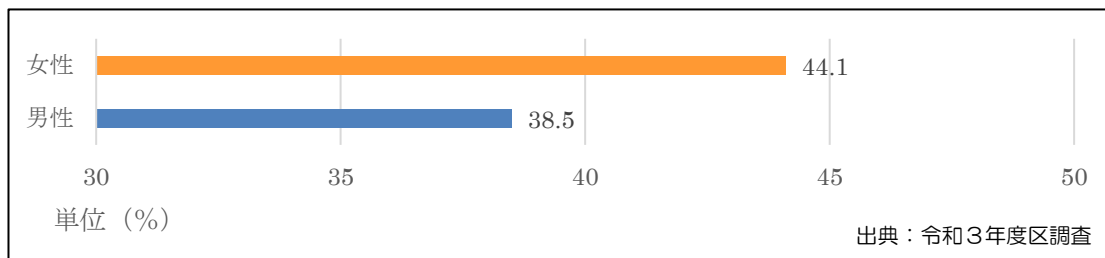
#### ②今後の課題

##### 「8 配偶者等暴力の防止と被害者支援の充実」について

○配偶者やパートナー等からの暴力（DV）は重大な人権侵害で、男女共同参画社会の実現を妨げるものです。我が国の DV 被害者は、女性がその多くを占めており、そうした背景には、男女の社会的地位や経済力の格差のほか、固定的な性別による役割分担意識等があると考えられます。

○「令和 3 年度区調査」でも、DV 被害を経験した方は女性が 44.1%、男性が 38.5%と、女性が多い状況にあります。特に最近では、コロナ禍の影響に伴う生活不安やストレス等から DV の増加・深刻化等が懸念されています。

##### 【DV 被害を経験したことのある割合】



○これらのことから、DV 被害の実態を踏まえ、とりわけ女性に対するあらゆる暴力を根絶するための取組と、DV 被害者への相談・支援の充実等を通して、地域社会全体に暴力を未然に防ぐとともに、容認しない意識と行動を、より一層促していく必要があります。

## 「9 さまざまな人たちの暮らしの安心に向けた支援の推進」について

○ひとり親家庭の親は、子育てと家計の支え手を同時に担うため、負担が大きいことに加え、経済的に困窮するケースもあります。令和3年（2021年）10月の区内におけるひとり親家庭（単身赴任含む）は、母子世帯が約4,762世帯、父子世帯が約560世帯と推計しており、母子家庭が全体の約89.5%を占めています。

○障害者に対しては、平成28年（2016年）4月に施行された障害者差別解消法では、障害を理由とする不当な差別的取り扱いを禁止するとともに、障害者が直面する社会的障壁を取り除くための合理的配慮の提供を求めています。こうした取組を進める上で、特に障害のある女性は、障害に加え、女性であることで更に複合的な困難が生じる場合があることに留意する必要があります。

○また、高齢化の進展に伴い、区内の高齢者人口は増加の一途をたどっており、区内在住外国人も近年ではコロナ禍の影響により減少傾向にあるものの、中長期的なトレンドとしては増加傾向にあるなど、区内における人口構造は変化しています。

○これらのことから、引き続き、男女共同参画の視点に立って、ひとり親家庭をはじめ、様々な事情や理由により困難な状況に置かれている人々が地域で安心して暮らせるよう、必要な支援に取り組んでいく必要があります。

## 「10 生涯を通じた心とからだの健康支援」について

○男女共同参画社会の実現に向けては、男女がそれぞれの性差を理解し合うとともに、心身の健康について適切に自己管理することが求められます。その中で、女性には妊娠・出産や月経随伴症状、更年期症状など、女性特有の健康問題があります。

○近年、概ね減少傾向にあった東京都における自殺者数は、令和2年（2020年）に増加しました。この自殺者数のうち、男性が全体の3分の2を占めていますが、女性は前年からの増加率が13.3%となっており、コロナ禍の影響による女性の健康問題や経済的な問題などが深刻化した可能性も考えられます。

○これらのことから、男女共同参画の視点に立ち、男女の性差に応じた心と体の健康支援の取組を、引き続き、推進していく必要があります。

# 第3章 計画の体系と内容

## 1 計画の体系

○本計画の体系は、次のとおり前述した「計画の基本理念」(P.2) 及び「今後の課題」(P.4～11) を踏まえるとともに、ジェンダー平等の視点を重視して再構築し、5つの取組方針及び16の取組項目のもと、具体的な取組を推進することとします。

○なお、すべての取組項目に指標を設定し、本計画の進捗状況の点検・評価に活用していきます。

※取組方針1及び2は女性活躍推進法第6条第2項に規定する「市町村推進計画」を、取組方針4は配偶者暴力防止法第2条の3第3項に定める「市町村基本計画」を包含しています。

### 基本理念

誰もが共に認め支え合い  
いきいきと輝ける  
杉並のまち

#### 取組方針1 家庭・職場における男女共同参画とワーク・ライフ・バランスを推進する

＜基本的な考え方＞

- 依然として、固定的な性別による役割分担意識が根強く残っている実態を踏まえ、家庭や職場での意識改革と男女のより良い協働を図ります。出産・子育て環境や介護者支援の充実に取り組み、これらを通して、家庭・職場における男女共同参画とワーク・ライフ・バランスを推進します。



#### 取組方針2 あらゆる分野における女性の参画を拡大する

＜基本的な考え方＞

- あらゆる分野で男女が共に活躍できる環境づくりの推進を図るため、未だ十分とは言えない、事業所における女性登用や意思決定過程への女性参画を拡大します。



#### 取組方針3 男女共同参画の意識づくりと多様性への理解を促進す

＜基本的な考え方＞

- 性別等にかかわらず、一人ひとりが個性と能力を発揮できるよう、区民等に向けた性差に関する固定観念等の意識改革と多様性に対する理解促進の取組を推進します。



#### 取組方針4 女性に対するあらゆる暴力を根絶する

＜基本的な考え方＞

- 配偶者等からの暴力(DV)による被害者の多くを女性が占めている実態から、女性に対する暴力の未然防止や相談支援の取組を推進し、地域社会全体に暴力を容認しない意識と行動を促します。



#### 取組方針5 女性の健康と生活の困難を支援する

＜基本的な考え方＞

- 妊娠・出産等の女性特有の健康問題の存在や、ひとり親家庭の多くが母子家庭である実態を踏まえ、女性活躍を推進する観点から、女性の健康と生活の困難を支援する取組を推進します。



区分	取組項目	No.	事業名	ページ
取組方針1	(1)男性の家事・育児への参画の促進	1	男性の家事・育児支援講座 【新】	14
		2	パパと遊ぼう 【新】	14
		再掲	(No.3の一部) 出産育児準備教室	14
	(2)安心して出産と子育てができる環境の充実	3	安心して妊娠・出産ができる環境の整備	14
		4	産後における母子支援の充実	14
		5	子育てを地域で支え合う仕組みづくりの推進	15
		6	地域における子育て支援体制の充実	15
		7	保育施設等の整備・充実	15
		8	多様なニーズに対応した保育サービスの推進	15
		9	学童クラブの整備・充実	15
		再掲	(No.49) 特定不妊治療費の助成 【新】	15
		再掲	(No.50) 不妊相談 【新】	15
	(3)介護者支援の充実	10	家族介護者支援事業の充実	16
		11	介護における心の相談 【新】	16
		12	ダブルケア等の支援 【新】	16
	(4)誰もが働きやすい職場づくりの推進	13	ワーク・ライフ・バランスセミナー	16
		14	事業所への働き方改革に関する情報提供	16
		15	子育てを応援する企業・事業所の取組推進	16
		16	総合評価方式による入札	16
		17	一般事業主行動計画の策定等支援 【新】	16
(5)就労支援の充実	18	女性の再就職支援の推進	17	
	19	創業支援	17	
	20	ひとり親の就業支援	17	
取組方針2	(6)事業所における女性登用の積極的推進	21	区役所における女性活躍の推進	18
		22	事業所における女性活躍の推進	18
	(7)意思決定過程への女性の参画促進	23	区の審議会等委員における女性の積極的登用の推進	18
		24	多様な区民参加手法の推進	18
	(8)男女共同参画に配慮した防災対策の推進	25	地域防災における男女共同参画の推進	19
26		防災会議における男女共同参画の推進	19	
27		女性のための防災講座 【新】	19	
取組方針3	(9)区民・地域に対する男女共同参画の啓発	28	男女平等推進センター啓発講座	20
		29	男女平等推進センターにおける情報・資料提供	20
		30	男女共同参画啓発講座	20
		31	性的少数者に対する理解の促進	20
		32	地域団体への男女共同参画の意識づくり 【新】	20
(10)学校教育等における男女共同参画の啓発	33	学校における男女平等教育の推進 【新】	20	
	34	教職員に対する人権教育研修	20	
取組方針4	(11)女性に対する暴力を未然に防ぐ意識啓発、情報提供	35	配偶者暴力等防止啓発活動の推進	21
		36	若年層に対する暴力防止教育の推進	21
		37	女性に対する暴力防止講座 【新】	21
	(12)配偶等暴力等に関わる相談体制の充実	38	DV専用ダイヤル	21
		39	あらゆる暴力・女性の問題に対する相談	21
		40	母子・女性・家庭相談	21
		41	子どもと家庭の相談	21
	(13)配偶者暴力等被害者支援と各種連携の強化	42	配偶者暴力相談支援センターの運営	22
		43	DV被害者等の安全確保とその他の支援措置	22
44		母子生活支援施設への入所等支援	22	
45		各種関係機関・庁内関係各課との連携	22	
取組方針5	(14)ひとり親家庭支援の充実	46	ひとり親家庭ホームヘルプサービス	23
		47	ひとり親家庭相談	23
	(15)女性がいきいきと暮らせる健康づくり	48	心の健康づくりの推進	23
		49	特定不妊治療費の助成 【新】	23
		50	不妊相談 【新】	23
	(16)女性の生活に関わる相談体制の充実	51	子宮頸がん・乳がん検診 【新】	23
		52	男女平等推進センター相談事業	24

※【新】は新たに計画化した事業。



## 2 取組方針 1 家庭・職場における男女共同参画とワーク・ライフ・バランスを推進する

取組項目① 男性の家事・育児への参画の促進				
No.	事業名	事業内容（担当課）		
1	男性の家事・育児支援講座 <b>【新】</b>	男女平等推進センター啓発講座において、区内で活動する地域団体やNPO法人等による企画・運営による「男性の家事・育児への参画促進」のための講座を実施します。 (男女共同参画担当)		
2	パパと遊ぼう <b>【新】</b>	子ども・子育てプラザにおいて、家族ぐるみの利用と父親の育児参画の促進を図るため、土・日曜日の事業として「パパと遊ぼう」を実施します。 (児童青少年課)		
再掲	出産育児準備教室 (事業番号No.3の一部)	妊娠・出産についての正しい知識の普及や仲間づくり、子育てに関する情報提供を行う「母親学級」と、両親で協力して育児をする動機付け等を図る「パパママ学級」を実施します。 (子ども家庭部管理課) (保健サービス課)		
取組項目①の指標				
指標名	現状値：令和3年度 (2021年度)	令和6年度 (2024年度)	令和9年度 (2027年度)	令和12年度 (2030年度)
家庭内で家事の分担が男性・女性とも同程度になっている割合  【指標の説明】 男女共同参画に関する意識と実態調査による	25.7%	40.0%	45.0%	50.0%

取組項目② 安心して出産と子育てができる環境の充実				
No.	事業名	事業内容（担当課）		
3	安心して妊娠・出産できる環境の整備	ゆりかご面接	全妊婦を対象に、保健師等の専門職が面接を行い、心身の状況や家庭の状況等に応じた区のサービス等を盛り込んだ支援プランを作成し、妊娠から出産・子育て期まで切れ目のない支援を行います。 (子ども家庭部管理課) (保健サービス課)	
		出産育児準備教室	妊娠・出産についての正しい知識の普及や仲間づくり、子育てに関する情報提供を行う「母親学級」と、両親で協力して育児をする動機付け等を図る「パパママ学級」を実施します。 (子ども家庭部管理課) (保健サービス課)	
		妊産婦健康診査等	妊産婦及び乳児の死亡率の低下や障害予防に役立てるため、妊産婦健康診査を実施します。また、妊娠中の歯と口腔の保持増進を図る妊婦歯科健康診査と、産婦の身体的・精神的な健康の保持を目指した産婦健康診査を実施します。 (子ども家庭部管理課) (保健サービス課)	
4	産後における母子支援の充実	母体のケアや休養、育児不安の軽減、育児技術の習得等を図るため、心身の不調や育児不安がある母子を対象に支援する「産後ケア事業」を実施します。 (子ども家庭部管理課) (保健サービス課)		

5	子育てを地域で支え合う仕組みづくりの推進	ファミリー・サポート・センター事業	短時間の子どもの預かりや保育園等への送迎等、子育て支援が必要な利用会員と、支援ができる協力会員による相互援助活動を実施します。 (子ども家庭部管理課)	
		訪問育児サポーター事業	0歳児の子育てに不安や悩みを持つ家庭の希望に応じて、育児経験があり区の研修を受けた訪問育児サポーターが訪問し、保護者の育児のサポートや相談・助言等を行います。 (子ども家庭部管理課)	
		一時預かり事業	子育て中の保護者のリフレッシュ等を目的として、乳幼児の一時預かりを実施します。 (子ども家庭部管理課)	
		子育て応援券事業	「親の子育て力」と「地域の子育て力」を高めることにより、子どもが健やかに育ち、子育てを共に支える地域をつくことを目的として、民間事業者等が実施する子育て支援のサービスに利用できる「子育て応援券」を区内の子育て世帯と妊産婦に交付します。 (子ども家庭部管理課)	
6	地域における子育て支援体制の充実	子どもセンター	地域の子育て支援情報の提供や、様々な子育て支援サービス・施設の利用に関する相談を行います。 (子ども家庭部管理課)	
		子ども・子育てプラザ	乳幼児親子同士の交流の機会や安全・安心な遊びの場が提供できるよう、子ども・子育てプラザを区内14か所に整備する取組を計画的に進めます。 (児童青少年課)	
7	保育施設等の整備・充実	歳児別・地域別の保育需要に見合った整備に取り組み、引き続き、希望するすべての子どもが認可保育所に入所できる環境を実現します。 (保育課)		
8	多様なニーズに対応した保育サービスの推進	障害児保育の拡充	障害児保育の需要に応えるため、区立保育園の障害児指定園15園のほか、私立保育園を含めた障害児の受け入れを進めるとともに、医療的ケアが必要な児童の受け入れの拡充を図ります。 (保育課)	
		病児保育	病気などで保育施設等に登園できない乳幼児を一時的に預かります。 (保育課)	
9	学童クラブの整備・充実	小学校内に学童クラブを整備していくことを基本としながら、小学校に近接する小学生の放課後等の居場所の機能などを移転した後の児童館施設や区立施設等のスペースを有効に活用し、待機児童対策の推進と安全・安心な育成環境の確保に取り組みます。また、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアが必要な子どもが、住み慣れた地域の中で生活を継続できるよう、学童クラブでの受入体制の充実を図ります。 (児童青少年課)		
再掲	特定不妊治療費の助成(事業番号No.49) 【新】	高額な治療費のかかる特定不妊治療に対し、経済的負担を軽減するため、医療保険が適用されない治療費の一部を助成します。 (健康推進課)		
再掲	不妊相談(事業番号No.50) 【新】	妊娠を望む夫婦が気軽に相談できる体制を整備するとともに、講座、認定専門看護師等の専門職による相談を行い、不妊に対する正しい知識の普及啓発と不安軽減を図ります。 (健康推進課)		
<b>取組項目②の指標</b>				
指標名	現状値：令和2年度(2020年度)	令和6年度(2024年度)	令和9年度(2027年度)	令和12年度(2030年度)
子育てが地域に支えられていると感じる人の割合 【指標の説明】 区民意向調査による	74.5%	79.0%	82.0%	85.0%

### 取組項目③ 介護者支援の充実

No.	事業名	事業内容（担当課）		
10	家族介護者支援事業の充実	<p>家族介護者の負担を軽減し、高齢者とその家族が安心して暮らせるよう、「ほっと一息、介護者ヘルプ事業※1」、「徘徊高齢者探索システム事業※2」、「介護用品の支給事業」など、区独自の多様な支援を行います。</p> <p>※1 「ほっと一息、介護者ヘルプ事業」…高齢者を同居で介護している家族の休息やリフレッシュを目的とした支援サービス。区が委託した民間事業者がヘルパーを派遣し、生活援助の代行を行う事業。</p> <p>※2 「徘徊高齢者探索システム事業」…認知症の高齢者が徘徊した時に、GPS を使用し位置情報を探索し、高齢者の早期発見と介護者の負担軽減を支援するサービス。</p> <p>（高齢者在宅支援課）</p>		
11	介護における心の相談 <b>【新】</b>	<p>臨床心理士が介護者や関係機関の支援者からの相談を受け、共に考える「介護者の心の相談」を実施し、介護者の心の葛藤を整理しながら負担の軽減を図ります。</p> <p>（在宅医療・生活支援センター）</p>		
12	ダブルケア等の支援 <b>【新】</b>	<p>親の介護と育児を同時に行うダブルケアや、障害のある子と認知症の親など、複数の生活課題を抱えた世帯を支援する各機関からの相談に応じ、世帯全体に対して一体的な支援が行えるよう、関係機関をコーディネートします。</p> <p>（在宅医療・生活支援センター）</p>		
取組項目③の指標				
指標名	現状値：令和2年度 (2020年度)	令和6年度 (2024年度)	令和9年度 (2027年度)	令和12年度 (2030年度)
今後も在宅での介護を続けていけると思う人の割合 【指標の説明】 区民意向調査による	87.9%	90.0%	90.0%	90.0%

### 取組項目④ 誰もが働きやすい職場づくりの推進

No.	事業名	事業内容（担当課）
13	ワーク・ライフ・バランスセミナー	<p>中小企業の事業主や労務担当者等を対象に、仕事と生活の調和に関する意識啓発を主眼とした講演会等を実施することにより、事業所側のワーク・ライフ・バランスに対する認識を高め、男女共に多様で柔軟な働き方を選択できる環境づくりを促します。</p> <p>（男女共同参画担当）（産業振興センター）</p>
14	事業所への働き方改革に関する情報提供	<p>区内事業所や労働者に対して、多様な働き方や長時間労働の見直し等、働き方改革に関する情報提供を行います。また、男性従業員の育児・介護休業の取得が推進されるよう、国・都が実施する様々な両立支援制度の周知を図ります。</p> <p>（産業振興センター）（男女共同参画担当）</p>
15	子育てを応援する企業・事業者の取組推進	<p>区内事業者の子育て支援に関する取組を推進するため、従業員の仕事と家庭の両立支援や地域の子育て支援に積極的に取り組み、成果を挙げている事業者を表彰する「子育て優良事業者表彰」を実施し、その取組内容等を公表・周知します。</p> <p>（子ども家庭部管理課）</p>
16	総合評価方式による入札	<p>区が発注する一定規模の建設工事を対象に、区の子育て優良事業者表彰を受けている場合や次世代育成支援対策推進法に定める認定を受けている場合に、総合評価の加点対象とする入札方式を適用します。</p> <p>（経理課）</p>
17	一般事業主行動計画の策定等支援 <b>【新】</b>	<p>法改正等を踏まえ、区内事業者に対して、産業関係団体と連携して「一般事業主行動計画」の策定及び改定を促すとともに、国や東京都による支援制度の活用等を図りながら、同計画の策定及び改定を支援します。</p> <p>（産業振興センター）</p>

取組項目④の指標				
指標名	現状値：令和3年度 (2021年度)	令和6年度 (2024年度)	令和9年度 (2027年度)	令和12年度 (2030年度)
区内事業所において ワーク・ライフ・バランス に取り組んでいる事業所の 割合 〔【指標の説明】 男女共同参画に関する意識 と実態調査による〕	53.2%	65.0%	76.0%	87.0%

取組項目⑤ 就労支援の充実				
No.	事業名	事業内容 (担当課)		
18	女性の再就職支援の 推進	子育てや介護で仕事を離職した女性など、就労を希望する女性を対象として、公益財団法人東京しごと財団との共催による女性再就職支援セミナーを開催し、女性のニーズに応じた再就職を支援します。 (男女共同参画担当) (産業振興センター)		
19	創業支援	女性・若者等の創業を希望する人を対象に、起業に係る各種手続きや資金計画の立て方を学ぶセミナーを実施します。また、起業・創業した方の経験から学ぶワークショップ等を実施し、創業後の順調な発展につながる支援の充実を図ります。 (産業振興センター)		
20	ひとり親の就業支援	就労機会の拡大と生活の安定に寄与する資格の取得を目指すひとり親に対し、生活費や受講費用の負担軽減のための給付金を支給することにより、就労自立を支援します。 (子ども家庭部管理課)		
取組項目⑤の指標				
指標名	現状値：令和2年度 (2020年度)	令和6年度 (2024年度)	令和9年度 (2027年度)	令和12年度 (2030年度)
就労支援センターの利用により 就職が決定した人数 〔【指標の説明】 担当課調査による〕	465人(※)	850人以上	850人以上	850人以上

(※) 新型コロナウイルス感染症の影響により、例年に比べて数値が減少しています  
(参考：平成30年度(2018年度)実績719人)。

### 3 取組方針2 あらゆる分野における女性の参画を拡大する

取組項目⑥ 事業所における女性登用の積極的推進				
No.	事業名	事業内容 (担当課)		
21	区役所における女性活躍の推進	女性職員の活躍推進につながる研修等によるキャリアアップ支援を行い、管理職に占める女性職員の割合を増やします。また、男性職員の育児に関する休暇・休業の取得を促進し、女性が働きやすい環境づくりを進めます。(人事課)		
22	事業所における女性活躍の推進	職場における固定的な性別による役割分担意識や仕事のやり方を見直し、女性が活躍しやすい職場づくりに向けた意識改革や風土の改善を促進するため、区内事業所に対して啓発冊子の配布等による働きかけを行います。(男女共同参画担当)		
取組項目⑥の指標				
指標名	現状値：令和3年度 (2021年度)	令和6年度 (2024年度)	令和9年度 (2027年度)	令和12年度 (2030年度)
区内事業所における女性管理職(課長相当職以上)に占める女性の割合 〔指標の説明〕 男女共同参画に関する意識と実態調査による	25.4%	27.0%	28.5%	30.0%

取組項目⑦ 意思決定過程への女性の参画促進				
No.	事業名	事業内容 (担当課)		
23	区の審議会等委員における女性の積極的登用の推進	区政における政策・方針の意思決定過程に女性の参画を進めるため、審議会等における女性委員の登用を推進します。(男女共同参画担当)		
24	多様な区民参加手法の推進	より多くの区民が地域の課題を共有し、議論できる機会を増やしていくため、性別・年齢等のバランスを考慮した上で無作為に抽出された区民による意見交換会のほか、ワークショップ、オープンハウスなどの手法を活用し、女性を含む多様な区民の区政参加を促進します。(企画課)		
取組項目⑦の指標				
指標名	現状値：令和2年度 (2020年度)	令和6年度 (2024年度)	令和9年度 (2027年度)	令和12年度 (2030年度)
区の審議会等における女性委員の登用割合 〔指標の説明〕 担当課調査による	36.3%	40.0%	45.0%	50.0%

## 取組項目⑧ 男女共同参画に配慮した防災対策の推進

No.	事業名	事業内容 (担当課)
25	地域防災における男女共同参画の推進	災害時に避難生活の場となる震災救援所のあり方や備蓄品の確保に、女性の視点を取り入れるための取組を進めます。(防災課)
26	防災会議における男女共同参画の推進	防災に関する政策や方針の意思決定過程に女性視点での意見が反映できるよう、防災会議委員における女性の参画を促進します。(防災課)
27	女性のための防災講座 <b>【新】</b>	女性の視点を踏まえた災害対策を学び考える講座を開催し、災害時に女性の視点で活躍できる人材育成を図ります。(防災課)

### 取組項目⑧の指標

指標名	現状値：令和2年度 (2020年度)	令和6年度 (2024年度)	令和9年度 (2027年度)	令和12年度 (2030年度)
区の防災対策において女性の視点が活かされていると感じる人の割合  〔【指標の説明】 担当課調査による〕	—	40.0%	45.0%	50.0%

## 4 取組方針3 男女共同参画の意識づくりと多様性への理解を促進する

取組項目⑨ 区民・地域に対する男女共同参画の啓発				
No.	事業名	事業内容 (担当課)		
28	男女平等推進センター啓発講座	男女平等推進センターの男女共同参画啓発講座について、区内で活動する地域団体やNPO法人等の企画・運営により、ワーク・ライフ・バランスや女性の活躍推進等の多様なテーマ・内容で実施します。(男女共同参画担当)		
29	男女平等推進センターにおける情報・資料提供	男女平等推進センターの情報・資料コーナーにおいて、男女共同参画の意識を高めるための書籍の貸出や資料提供を行います。また、情報・資料コーナーの活用が進むよう、スペースの整理や図書目録の見直し等に取り組みます。(男女共同参画担当)		
30	男女共同参画啓発事業	固定的な性別役割分担意識を解消し、人権尊重を基盤とした男女共同参画を推進できるよう、区役所ロビー展や男女平等推進センター情報誌「ゆうCan」のほか、広報紙やホームページ、SNS※等の様々な媒体を活用し、幅広く意識啓発を行います。 ※ SNS …Social Networking Service の略。人と人との社会的ネットワークをインターネット上で構築するサービス。 (男女共同参画担当)		
31	性的少数者に対する理解の促進	関係機関、民間団体と連携・協働し、人権問題の一つである性的少数者に対する差別や偏見が解消され、多様な性について区民の正しい認識と理解が促進されるよう、講演会の開催等による啓発活動に取り組みます。 (総務課) (男女共同参画担当)		
32	地域団体への男女共同参画の意識づくり 【新】	性別により役割が固定化されることなく地域活動が展開されるよう、地域団体等に対し、すぎなみ協働プラザとの連携による講座や情報発信等を通して、男女共同参画の意識啓発を図ります。 (男女共同参画担当) (地域課)		
取組項目⑨の指標				
指標名	現状値：令和3年度 (2021年度)	令和6年度 (2024年度)	令和9年度 (2027年度)	令和12年度 (2030年度)
社会全体で男女が平等になっていると思う人の割合 【指標の説明】 男女共同参画に関する意識と実態調査による	8.0%	30.0%	35.0%	40.0%

取組項目⑩ 学校教育における男女共同参画の啓発				
No.	事業名	事業内容 (担当課)		
33	学校における男女平等教育の推進 【新】	学習指導要領に基づき、指導内容の吟味と各教科等における学習内容の充実を図り、児童・生徒に対して、男女平等の観点に立った実践的態度の育成を図ります。 (済美教育センター)		
34	教職員に対する人権教育研修	東京都教育委員会が主催する人権教育研究協議会への参加や各種研修の受講を通して、教職員に対し、人権を尊重する精神の涵養をより一層徹底します。 (済美教育センター)		
取組項目⑩の指標				
指標名	現状値：令和3年度 (2021年度)	令和6年度 (2024年度)	令和9年度 (2027年度)	令和12年度 (2030年度)
学校生活で男女が平等になっていると思う児童・生徒の割合 【指標の説明】 区立学校の児童・生徒を対象とした質問紙調査による	-	60.0%	65.0%	70.0%

## 5 取組方針 4 女性に対するあらゆる暴力を根絶する

取組項目⑪ 女性に対する暴力を未然に防ぐ意識啓発、情報提供				
No.	事業名	事業内容 (担当課)		
35	配偶者等暴力防止啓発活動の推進	配偶者等からの暴力は重大な人権侵害であることの区民意識を高めるため、パネル展示、ポスターの掲示、DV防止啓発カードの配布等による啓発活動を行います。(男女共同参画担当)		
36	若年層に対する暴力防止教育の推進	交際相手等、親密な関係にある相手からの暴力であるデートDVの防止について、若年層に対する意識啓発を進めるため、区内の中学・高校へ出張し、デートDV出前講座を実施します。(男女共同参画担当)		
37	女性のための犯罪被害防止講座 <b>【新】</b>	女性をターゲットとした犯罪による被害を防ぐため、自らの心身を守るためにできること等を学ぶ講座を開催します。(男女共同参画担当)		
取組項目⑪の指標				
指標名	現状値：令和3年度 (2021年度)	令和6年度 (2024年度)	令和9年度 (2027年度)	令和12年度 (2030年度)
DVに対する区民の認識 (「大声で怒鳴る」行為をDVと認識している区民の割合) 〔【指標の説明】 男女共同参画に関する意識と実態調査による〕	85.1%	88.0%	91.0%	94.0%

取組項目⑫ 配偶者暴力等に関わる相談体制の充実				
No.	事業名	事業内容 (担当課)		
38	DV専用ダイヤル	配偶者やパートナーからの暴力に関する相談に対して、専門の相談員が一人ひとりの事情に配慮した相談に応じ、関係機関と連携しながら適切な支援につなげます。(男女共同参画担当)		
39	あらゆる暴力・女性問題に対する相談	母子保健事業や保健師地区活動を通して、暴力・女性問題を早期に発見し相談に応じるとともに、関係機関と連携して対応します。(保健サービス課)		
40	母子・女性・家庭相談	ひとり親家庭や女性の生活全般、家庭内の問題等について、母子・父子自立支援員※、婦人相談員、家庭相談員等が相談に応じ、各制度や施策につなげるほか、関係機関と連携し効果的な援助を行います。 ※母子・父子自立支援員…ひとり親家庭の悩みや困りごとの相談を受け、自立に向け関係機関と連携して、適切な支援を実施。(杉並福祉事務所)		
41	子どもと家庭の相談	子ども自身の悩みや保護者等からの子育てに関する悩み、面前DV等の児童虐待に関する相談を受け付け、関係機関と連携しながら、適切な支援につなげます。(子ども家庭部管理課)		
取組項目⑫の指標				
指標名	現状値：令和3年度 (2021年度)	令和6年度 (2024年度)	令和9年度 (2027年度)	令和12年度 (2030年度)
DV被害者が公的機関に相談した割合 〔【指標の説明】 男女共同参画に関する意識と実態調査による〕	19.5%	30.0%	40.0%	50.0%



**取組項目⑬ 配偶者暴力等被害者支援と各種関連の強化**

No.	事業名	事業内容（担当課）	
42	配偶者暴力相談支援センターの運営	配偶者暴力相談支援センターの運営を通して、DV被害を潜在化させることなく、相談を適切な支援につなげます。配偶者暴力相談支援センターの機能を充実させていきます。（男女共同参画担当）（杉並福祉事務所）	
43	DV被害者等の安全確保とその他の支援措置	住民基本台帳事務における支援措置	DV及びストーカー行為等の被害者の現在住所地が加害者に伝わらないよう、被害者からの申出により住民基本台帳の閲覧等の制限を行います。（区民課）
		国民健康保険における支援措置	住民基本台帳事務における支援措置制度があってもなお、住民登録を変更することができない場合、現在住所地などの確認ができれば、国民健康保険に加入できる取扱いを行います。（国保年金課）
		保育園入園における支援措置	入園申し込みに関しては、区に住民登録がなくても、被害者からの申し立て等により居住の実態を確認し、ひとり親世帯に準じたものとして適切に対応します。なお、在園中は、日常の保育を通して保護者や児童の心身の変化を感じとり、早期発見のため経過を注視し必要に応じて各関係機関と連携して対応します。（保育課）
		就学事務・就学援助における支援措置	被害者の子どもの安全確保のため、加害者からの追及の危険が及ばないように、区立小・中学校への入学、転校、在籍状況等の適切な対応を図ります。また、区に住民登録がない場合であっても、被害者からの申し立て等により居住の実態を確認した上で、ひとり親世帯に準じた対応を進めます。（学務課）
44	母子生活支援施設への入所等支援	DV被害者や離婚・未婚の母子世帯に対し、子どもの養育・見守りのほか、住宅の確保が必要な場合に、福祉事務所の母子・父子自立支援員と施設指導員が連携して生活や就業の援助を行う、母子生活支援施設への入所を支援します。また、DV被害にあった母子世帯等に対し、緊急一時保護を行います。（杉並福祉事務所）	
45	各種関係機関・庁内関係各課との連携	「女性に対する暴力」問題対策連絡会議を定期的に関催し、各種関係機関と区が関連情報の共有と今後の対応等に向けた意見交換を行います。（男女共同参画担当）	

**取組項目⑬の指標**

指標名	現状値：令和3年度 (2021年度)	令和6年度 (2024年度)	令和9年度 (2027年度)	令和12年度 (2030年度)
DV被害を誰かに相談した被害者の割合 〔【指標の説明】 男女共同参画に関する意識 と実態調査による〕	21.4%	24.0%	27.0%	30.0%

## 6 取組方針5 女性の健康と生活の困難を支援する

取組項目⑭ ひとり親家庭の支援の充実				
No.	事業名	事業内容 (担当課)		
46	ひとり親家庭ホームヘルプサービス	親の就労、就活または就学などで日常生活に支障をきたしているひとり親家庭に対して、家事や育児等を行うホームヘルプサービスを提供することにより、ひとり親家庭の就労自立を側面から支えます。 (子ども家庭部管理課)		
47	ひとり親家庭相談	母子・父子自立支援員等が、ひとり親家庭の悩みや困りごとの相談を受け、自立に向け関係機関と連携して、適切な支援を実施します。 (子ども家庭部管理課) (杉並福祉事務所)		
取組⑭の指標				
指標名	現状値：令和2年度 (2020年度)	令和6年度 (2024年度)	令和9年度 (2027年度)	令和12年度 (2030年度)
ひとり親家庭の相談件数 〔【指標の説明】 担当課調査による〕	5,330件	5,000件	5,000件	5,000件

取組項目⑮ 女性がいきいきと暮らせる健康づくり				
No.	事業名	事業内容 (担当課)		
48	心の健康づくりの推進	近年、心の病気になる人が急増している状況に加え、感染症の蔓延などにより生活様式や就労環境が大きく変化したことにより、ストレスを抱え、心に変調をきたす人達の増加が予測されるため、心の健康に関する講演会や保健センターで心の健康相談を実施します。また、うつ病対策としての出産前後の心の相談やうつ病患者の家族支援のほか、自殺予防対策の取組を進めます。 (保健予防課) (保健サービス課)		
49	特定不妊治療費の助成 <b>【新】</b>	高額な治療費のかかる特定不妊治療に対し、経済的負担を軽減するため、医療保険が適用されない治療費の一部を助成します。 (健康推進課)		
50	不妊相談 <b>【新】</b>	妊娠を望む夫婦が気軽に相談できる体制を整備するとともに、講座、認定専門看護師等の専門職による相談を行い、不妊に対する正しい知識の普及啓発と不安軽減を図ります。 (健康推進課)		
51	子宮頸がん・乳がん検診 <b>【新】</b>	女性特有のがんによる死亡率を下げることを目的に、がんの死亡率減少効果が科学的に証明されている、国の指針に基づく子宮頸がん及び乳がん検診を隔年実施(2年に1回)します。 (健康推進課)		
取組項目⑮の指標				
指標名	現状値：令和元年度 (2019年度)	令和6年度 (2024年度)	令和9年度 (2027年度)	令和12年度 (2030年度)
杉並区女性の65歳健康寿命 〔【指標の説明】 東京保健所長会方式〕	86.7歳	87.3歳	87.8歳	88.2歳

## 取組項目⑯ 女性の生活に関わる相談体制の充実

No.	事業名	事業内容（担当課）			
52	男女平等推進センター 一般相談事業	家族、生き方、人間関係、性的少数者について等の悩み全般について、専門の女性相談員が相談を受け、ともに考える一般相談を実施します。また、離婚、養育問題等について女性弁護士による法律相談を実施します。 （男女平等参画担当）			
取組項目⑯の指標					
指標名	現状値：令和2年度 (2020年度)	令和6年度 (2024年度)	令和9年度 (2027年度)	令和12年度 (2030年度)	
男女平等推進センター 一般相談件数 【指標の説明】 担当課調査による	822件	900件	950件	970件	

## 第4章 計画の推進に向けて

### 1 区役所における男女共同参画の推進

○区は、区内事業所の模範となるよう、「特定事業主行動計画の推進」をはじめとする、区役所における男女共同参画の取組を推進します。

No.	事業名	事業内容（担当課）																					
1	特定事業主行動計画の推進	次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づき策定した特定事業主行動計画「ワーク・ライフ・バランス推進プラン」に掲げた取組を推進し、目標及び指標の達成を図ります。																					
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">目標</th> <th colspan="2">指標</th> </tr> <tr> <th>項目</th> <th>令和7年度 (2025年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(1) 男性職員の配偶者支援と子育てへの参加促進</td> <td>・男性職員の出産支援休暇・育児参加休暇取得率</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>・男性職員の育児休業取得率</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>(2) 年次有給休暇の取得の促進</td> <td>・職員の年次有給休暇取得率</td> <td>80%</td> </tr> <tr> <td>(3) 超過勤務の縮減</td> <td>・職員の月当たり平均超過勤務時間</td> <td>10時間</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(4) 女性職員のキャリア形成支援等</td> <td>・管理職に占める女性職員の割合</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>・係長級に占める女性職員の割合</td> <td>50%</td> </tr> </tbody> </table>	目標	指標		項目	令和7年度 (2025年度)	(1) 男性職員の配偶者支援と子育てへの参加促進	・男性職員の出産支援休暇・育児参加休暇取得率	100%	・男性職員の育児休業取得率	30%	(2) 年次有給休暇の取得の促進	・職員の年次有給休暇取得率	80%	(3) 超過勤務の縮減	・職員の月当たり平均超過勤務時間	10時間	(4) 女性職員のキャリア形成支援等	・管理職に占める女性職員の割合	30%	・係長級に占める女性職員の割合	50%
		目標		指標																			
			項目	令和7年度 (2025年度)																			
		(1) 男性職員の配偶者支援と子育てへの参加促進	・男性職員の出産支援休暇・育児参加休暇取得率	100%																			
			・男性職員の育児休業取得率	30%																			
		(2) 年次有給休暇の取得の促進	・職員の年次有給休暇取得率	80%																			
(3) 超過勤務の縮減	・職員の月当たり平均超過勤務時間	10時間																					
(4) 女性職員のキャリア形成支援等	・管理職に占める女性職員の割合	30%																					
	・係長級に占める女性職員の割合	50%																					
（人事課）																							
2	在宅勤務型テレワークの推進	令和3年(2021年)3月からの試行実施結果を踏まえ、同年12月より「在宅勤務型テレワーク」を本格実施し、職員のワーク・ライフ・バランスの推進等を図ります。 （人事課）																					
3	ハラスメント防止体制の推進	各課・各事務所に各種ハラスメントの相談員及び防止担当者を設置するとともに、研修等を通してハラスメントに関する正しい理解促進を図ります。 （人事課）																					
4	男女共同参画意識の啓発と人材育成の推進	男女共同参画や人権問題に関する職員研修を実施します。 （人事課）																					
		また、「男女共同参画ニュース」を定期的に発行し、職員の意識啓発とともに、男女共同参画の観点に立った施策・事業の企画・立案・実施につなげます。 （男女共同参画担当）																					
5	性的少数者に対する理解の促進	研修や情報提供を通して、職員の性的少数者に対する正しい認識と理解の促進を図ります。 （総務課）（男女共同参画担当）																					

## 2 計画の推進体制と進捗管理

- 本計画の推進を図るため、庁内組織である「杉並区男女共同参画推進会議」※において各年度の取組の進捗状況を点検・評価するとともに、その結果等を踏まえ、今後に向けた必要な措置を講じます。  
なお、取組項目毎に設定した指標の達成度の確認等に資するため、基本的に3年ごとの頻度で「男女共同参画に関する意識と生活実態調査」を実施していきます。
- この点検・評価に当たっては、あらかじめ「杉並区男女共同参画推進区民懇談会」に進捗状況を報告し、意見を聴取します。
- また、男女共同参画に関する国や東京都、他自治体の動向等に関する調査・研究を適宜行い、本計画の改定・見直し等に生かしていきます。

※ 杉並区男女共同参画推進会議…杉並区における男女共同参画に関する総合的な施策を推進するために設置した庁内組織で、副区長、教育長及び部長級職員により構成。推進会議には、所管部長及び関係課長で構成する幹事会を置き、推進会議から付議された事項の調査・検討等を実施。